

平成23年8月10日

各位

会社名 中国電力株式会社
代表者名 取締役社長
 苅田知英
(コード番号 9504 東証・大証第一部)
問合せ先 コンプライアンス推進部門マネージャー
 (会社法務担当)
 櫻井俊和
 (TEL.082-544-2727)

「原子力損害賠償支援機構法」の施行について

原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築することを目的として、「原子力損害賠償支援機構法」が本日施行されました。

同法では、支援組織として原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)を設け、機構は、原子力損害が発生した場合の損害賠償に備えるため、原子力事業者から負担金を収納し積立てを行うとともに、原子力事業者が機構の援助を必要とするときは、原子力事業者からの申込みを受け、機構に設置される運営委員会の議決を経て、援助を行うことが定められています。

これにより、当社は原子力事業者として、今後決定される負担金を事業年度ごとに納付することを義務付けられましたのでお知らせします。

以上